

疑義照会簡素化プロトコル

原則事項

- 「変更不可」「含量規格変更不可」「剤形変更不可」の記載や
その他医師コメントがある場合は、その指示を優先して下さい。
- 患者負担額など、変更による違いを患者や家族に説明し、同意を得た場合に限りです。
- 以下薬品は本プロトコルから除外します。都度疑義照会願います。
 - 麻薬
 - 覚醒剤原料
 - 向精神薬
 - 抗悪性腫瘍剤

変更報告

- 本プロトコルに則って変更調剤した場合、トレーシングレポート等でお知らせ願います。
または、その内容を記載した処方せんの写しをFAXしていただいてもかまいません。
- 報告書の様式は問いません。一覧でも構いません。
- 報告書には該当する項目番号をご記入願います。
 - 送付先：公立黒川病院 薬剤室
 - FAX番号：022-345-3143（病院代表）

疑義照会の不要例

- 1 同一剤形・同一規格の銘柄変更
 - 後発→先発可
 - 先発→先発可
 - ただし、薬剤料が変更前と同額以下の場合のみ可能です。
 - 適応症が同じものに限りです。

- 2 剤形変更
 - 以下条件全て満たすとき可
 - 安定性、利便性の向上のための変更である
 - 用法用量不変
 - 例) ミヤBM細粒⇒ミヤBM錠 可
 - 軟膏⇔クリーム剤、内用薬⇔外用剤の変更は不可
 - 例) メインテート錠⇒ビソノテープ 不可

3 別規格剤への変更

- 以下条件全て満たすとき可

安定性、利便性の向上のための変更である
用法用量不変

例) アムロジピン錠5mg 2錠分1⇒アムロジピン錠10mg 1錠分1 可

- 軟膏容量、湿布入数可

例) アドフィードパップ (7枚入) 5袋⇒アドフィードパップ (5枚入) 7袋 可

4 一包化、粉碎、混合のコメント付与

- 以下条件全て満たすとき可

安定性、利便性の向上のための変更である
用法用量不変

5 処方日数の変更

- 残薬調整時は日数短縮可

- 次回受診予定日まで足りることが確認できる場合のみ可

- 処方すべてが削除になる場合は、当院医事課会計係までへ御連絡下さい。

6 週1回、月1回投与の薬品の日数変更

- 連日投与の他処方薬と同じ日数処方されているとき、適正な日数に減らしても構いません。

例) (他の処方薬が14日分処方するとき)

フロサマック錠35mg (週1回製剤) 1錠 分1起床時 14日分⇒2日分へ変更可

7 隔日服用指示薬の日数変更

- 連日投与の他処方薬と同じ日数処方されているとき、適正な日数に減らしても構いません。

例) (他の処方薬が14日分処方するとき)

バクタ 1錠 分1朝食後 隔日 14日分 ⇒隔日 7日分へ変更可

8 外用剤の用法が「医師の指示通り」であるときに用法を追記

- 用法とは ①適用部位 ②使用回数 ③使用タイミングをさします。

- 口頭指示があったことが明確な場合のみ可

例) (口頭で医師から腰に貼付するよう指示があったと聴取した場合)

モーラステープL 1袋 1日1回 ⇒1日1回「腰」と追記可

9 単剤の組み合わせから配合剤への変更

- 以下条件全て満たすとき可

該当配合錠の服用歴があることを薬歴等で確認できる

当院入院中に変更されたことを確認できる

例) (薬歴上) ミカムロ配合錠AP 1錠

(今回処方) ミカルデイス40mg 1錠

アムロジピンOD錠5mg 1錠 ⇒ミカムロ配合錠AP 1錠に変更可能